

改正 平成23年7月1日

（趣旨）

第1条 この内規は、学習院大学学則（以下「学則」という。）第70条に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定める。

（懲戒処分の種類）

第2条 懲戒処分の種類は、次のとおりとする。

- 一 訓告
- 二 停学
- 三 退学

（訓告）

第3条 訓告は、学生の本分に反する行為のうち、比較的軽微な規律違反について、書面により注意を与え、将来を戒める。

（停学）

第4条 停学は、無期停学又は6ヵ月未満の有期停学とし、登校を禁止する。

2 停学期間は、学則第8条の修業年限には算入しないが、学則第42条の在学年数には算入するものとする。ただし、停学期間が3ヵ月未満の場合は、当該学部教授会の判断により、修業年数に算入することができる。

3 停学期間の開始日は、当該学部教授会が指定した日とする。

4 停学期間中は、授業等への出席を停止するほか、課外活動等への参加、大学施設の使用を禁止する。

5 学長は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度、学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると当該学部長等が認めるときは、第7条の調査委員会に審議を付託した上で、当該学部教授会の議を経て、処分を解除できる。

6 無期停学の解除は、処分の開始日から6ヵ月を経過しなければ行うことができない。

（退学）

第5条 退学は、学則第70条第3項に掲げる者について行う。

2 学長は、処分対象者から、懲戒処分の決定前に自主退学の申出があった場合、懲戒処分が決定するまで受理しないものとする。

3 懲戒処分による退学の場合、本学のすべての学部等への再入学を認めないものとする。

（調査等の付託）

第6条 学長は、懲戒の対象とみなされる行為（以下「事案」という。）を知り得たときは、直ちに学生委員会に当該事案について調査及び審議を付託するものとする。

（調査委員会）

第7条 学生委員会は、前条による付託があった場合は、直ちに調査委員会を設置する。

2 調査委員会は次に掲げる委員によりその都度構成する。

- 一 学生委員会委員長
- 二 学生委員会委員長が委嘱する学生委員 5名
- 三 その他、学生委員会委員長が必要と認める教員 数名
- 四 学生センター部長

3 調査委員会に委員長を置き、学生委員会委員長を以って充てる。

（調査及び審議）

第8条 調査委員会は速やかに当該事案に係わる事実調査及び審議を行う。

2 調査委員会は、当該学生に対し、口頭又は文書による意見陳述の機会を与えるものとする。

3 調査委員会は、当該事案について本学の教職員及び当該学生から事情聴取を行うことができる。

4 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 調査委員会は、調査及び審議結果を基に、懲戒の要否及び懲戒の内容について、意見を付した上で、事実関係を学長に報告する。

(懲戒の決定)

第9条 学長は、前条第5項の報告を受けた時は、速やかに当該学生の所属する学部の教授会に審議を付託し、教授会が決定した懲戒内容及び懲戒理由に基づき懲戒を行う。

(懲戒の申渡し)

第10条 学長は、第2条の懲戒が決定した学生に対し、懲戒理由を記載した申渡書を交付しなければならない。

2 懲戒処分の発効日は、当該教授会の決定日とする。

3 学長は、第2条の懲戒が決定した学生の保証人に対し、懲戒の内容及びその事由を通知するものとする。

(懲戒の公示)

第11条 学長は、懲戒の内容及びその事由を学内に公示するものとする。ただし、当該学生の氏名及び学籍番号は公開しない。

(学籍等への記載)

第12条 懲戒は、学籍に記載する。なお、第2条第3号の場合に限り、当該処分内容を証明書等に記載する。

(試験及び履修)

第13条 停学期間中の試験等の受験及び履修手続は、次のとおりとする。

一 停学中の試験等の受験は認めない。

二 停学中の履修手続は、本学が定めた履修期間に行うことができる。

(再審査)

第14条 懲戒処分を受けた学生は、新事実の発見その他の正当な理由がある場合には、その証拠となる資料を添えて、再審査を文書により学長に申請することができる。

2 学長は、前項の申請があったときは、再審査の要否を教授会に諮るものとする。

3 学長は、教授会が再審査の必要があると認めるときは、再度学生委員会に調査及び審議を付託することとし、学生委員会は新たに調査委員会を設置し、第8条及び第9条に規定する手続を経るものとする。

4 学長は、教授会が再審査の必要がないと認めたときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知するものとする。

(嚴重注意)

第15条 学長は、第2条に規定する懲戒とは別に、教育的指導の観点から、文書又は口頭により嚴重注意を行うことができる。

2 嚴重注意の伝達は、学生センター所長が行うものとする。

(事務)

第16条 この内規に係る事務は、学生センター学生課が行う。

(雑則)

第17条 この内規に定めるもののほか、学生の懲戒の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(改正)

第18条 この内規の改正は、学生委員会及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年7月1日から施行する。